○国土交通省告示第千百六十五号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十九年十二月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
			平成
ＪＪＹＲ	130875	第８興慶丸	29. 9. 4
ＪＥ2963	132216	第三十六稲荷丸	29. 9. 5
ＪＥ3107	133333	第三十六稲荷丸	29. 9. 5
ＪＧ5244	134952	さくら丸	29. 9. 19
ＪＧ5627	136994	ひまわり１	29. 9. 5
ＪＨ3382	133281	はやたか	29. 9. 27
ＪＩ3495	133410	第八幸栄丸	29. 9. 26
ＪＩ3644	135941	伸栄丸	29. 9. 19
ＪＪ3359	125289	あさかぜ	29. 9. 25
ＪＪ3566	129310	第十住吉丸	29. 9. 15
ＪＪ3891	132422	はやたか	29. 9. 27
ＪＪ4011	134279	白鳳丸	29. 9. 26
ＪＫ4125	122150	フェリー宮島	29. 9. 11
ＪＫ4155	122180	くぼて	29. 9. 20
ＪＫ5461	134776	第五啓陽丸	29. 9. 26
ＪＬ5816	131474	天翔	29. 9. 14
ＪＬ5895	131469	第十一光輝丸	29. 9. 26
ＪＬ6420	135100	第十一菱栄丸	29. 9. 26
ＪＭ5587	129415	第二十一かいせい	29. 9. 19
ＪＭ5679	129505	第五大永丸	29. 9. 11
ＪＭ5818	130449	第八十八喜代丸	29. 9. 19
ＪＭ6301	134532	第五鹿児島丸	29. 9. 12
７ＪＪＴ	141496	ＩＳＵＺＵＧＡＷＡ	29. 10. 19
ＪＦＬＥ	133968	第一〇八欣栄丸	29. 10. 18
ＪＪＶＵ	130745	第一大吉丸	29. 10. 10
ＪＬＯＶ	132891	若竹丸	29. 10. 16
ＪＮＦＡ	136653	かいこう	29. 10. 19
ＪＮＳＦ	131381	おおとり	29. 10. 11
ＪＱＭＷ	132228	第一光洋丸	29. 10. 25
ＪＤ2739	128520	さんふらわあさっぽろ	29. 10. 31
ＪＥ3128	133323	あづま	29. 10. 11
ＪＧ2276	98356	みやじま丸	29. 10. 1
ＪＧ2277	98357	みせん丸	23. 3. 1
ＪＧ4152	121846	第十八利丸	29. 10. 3
ＪＧ4292	126170	あわぎり	29. 10. 16
ＪＧ5128	133152	明興丸	29. 10. 26
ＪＩ3366	128761	なち丸	29. 10. 16
ＪＪ2974	115927	八辰丸	29. 10. 17
ＪＫ4250	125831	長興丸	29. 10. 10
ＪＫ4316	124625	早栄丸	29. 10. 31
ＪＫ5167	133030	第八金正丸	29. 10. 23
ＪＬ3978	113420	ハヤシオ	29. 10. 31
ＪＬ5818	131476	第一藤成丸	29. 10. 13
ＪＬ6239	133959	みかさ丸	29. 10. 2
ＪＬ6265	134844	第五甲陽丸	29. 10. 27
ＪＭ5922	131307	第十一共同丸	29. 10. 12
ＪＭ5967	131356	敦和丸	29. 10. 19
ＪＭ6057	132618	第八吉賀丸	29. 10. 23
ＪＭ6326	133608	福栄丸	29. 10. 20
ＪＭ6366	114796	第十一利丸	29. 10. 3
ＪＭ6601	136820	まんじゅ	29. 10. 18
ＪＭ6696	136444	琉球エキスプレス	29. 10. 16

○国土交通省告示第千百六十六号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十九年十二月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

証書番号	船舶番号	船名	証書の交付日
			平成
Ａ0913111146	131896	らいら	21. 12. 17
Ａ1117143	113420	ハヤシオ	23. 1. 19
Ａ1114163	98356	みやじま丸	23. 3. 31
1972	98357	みせん丸	11. 4. 23

○国土交通省告示第千百六十七号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十九年十二月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

証書番号	船舶番号	船名	証書の交付日
			平成
27696	126170	あわぎり	13. 1. 15
Ａ1618130003	135170	晴英	28. 2. 5
Ａ0713122	133968	第一〇八欣栄丸	19. 3. 28
Ａ1118131	141563	晃福	23. 11. 29

○国土交通省告示第千百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

白川

(一)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二年内務省告示第四百三十九号で指定した白川及び白川ボテに掲げる土地の区域、昭和三年内務省告示第八号で指定した白川ボテに掲げる土地の区域及び昭和四十一年建設省告示第千七百八十七号で指定した白川に掲げる土地の区域を除く。）

長野県木曽郡木曽町三岳

三〇二四番二〇　一号

三〇二四番一四　二号及び三号

二六七八番四　四号

二六七七番五　五号

二六七八番五　六号及び七号

二四八一番三一　八号

三〇三一番一　九号

ロ　次に掲げる土地

長野県木曽郡木曽町三岳

二六七七番八

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

濁沢川

(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号を順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和六十年建設省告示第四十三号で指定した同号三に掲げる土地の区域及び平成十二年建設省告示第千六百十八号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

長野県木曽郡王滝村

国有林班二三四四　一号及び二号

国有林班二三七九　三号及び四号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

滝の沢

(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県東筑摩郡筑北村乱橋

字袖林　一五二四番一　一号

一五三〇番イ　二号

一五二八番イ　七号

字牛峠

一五三二番イの一　三号

一五四六番　四号

一五五六番一　五号

一五七二番　六号

地先無地番地

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

岩井堂沢

(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十六年建設省告示第百四十二号で指定した土地の区域を除く。）

長野県松本市会田

字大平　九一七二番一九　一号及び四号から九号まで

字峠　三七四〇番ハ　二号

三七四〇番ニ　三号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

知見寺沢

(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県松本市会田

字永井原　二九一一番　一号

地先無地番地

二九一二番　二号

二九〇六番イ　三号

二九〇二番　四号

八九七一番一　五号から七号まで

八九七一番四五　八号

八九六九番　九号

二八五〇番　十号

二八三四番六　十一号